

改正

平成19年3月30日規則第38号

平成25年2月27日議会規則第2号

令和3年3月31日議会規則第2号

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、行田市議会政務活動費に関する条例（平成13年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

**第2条** 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度当初、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、年度の途中において新たに結成された会派の代表者にあつては、会派の結成後速やかに提出しなければならない。

(交付決定)

**第3条** 市長は、前条の規定による申請があつた場合は政務活動費の額を決定し、会派の代表者に対し、政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

**第4条** 前条の規定による決定を受けた会派の代表者は、各半期の最初の月の20日までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。ただし、一半期の途中において新たに結成された会派の代表者にあつては、結成された日の属する月の翌月の20日（結成された日が基準日に当たる場合は、当月の20日）までに提出しなければならない。

(交付額の調整)

**第5条** 第2条に規定する申請事項に異動が生じたときは、当該会派の代表者（会派が解散した場合は、会派の代表者であつた者）は、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により既に交付した政務活動費の額に変更を生じた場合は、変更後の政務活動費の額を決定し、会派又は会派の代表者であつた者に対し、政務活動費交付額変更決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 会派の代表者は、前項の規定により決定した変更交付額が既に交付した政務活動費の額を超えるときは、その差額について速やかに政務活動費交付請求書を市長に対し提出しなければならない。

4 会派の代表者又は会派の代表者であった者は、既に交付した政務活動費の額が第2項の規定により決定した変更交付額を超えるときは、その差額について速やかに返還するものとする。

(収支報告書)

**第6条** 条例第7条第1項の政務活動費に係る収支報告書は、政務活動費収支報告書(様式第6号)のとおりとする。

2 議長は、条例第7条第1項の収支報告書の提出があったときは、その写しを市長に送付するものとする。

(会計帳簿等の整理保管)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調整するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

#### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成19年3月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成25年2月27日議会規則第2号)

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

#### 附 則 (令和3年3月31日議会規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

年 月 日

行田市長

会 派 名

代表者名

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

会 派 の 名 称	
会派結成年月日	
代 表 者 名	
経 理 責 任 者	
所 属 議 員 数	名( 年 月 日現在)
交 付 申 請 額	円

様式第2号（第3条関係）

政務活動費交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

行田市長

印

年 月 日申請のあった政務活動費について下記のとおり決定したので、  
行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

政務活動費交付決定額 円

様式第3号（第4条、第5条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

行田市長

会派名

代表者名

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第4条又は第5条第3項の規定により、下記  
のとおり政務活動費を請求します。

記

請求額 円  
( 年 月～ 年 月分)

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

行田市長

会派名

代表者名

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

会派の解散

年 月 日

その他の変更事項

異動内容	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代表者名			
経理責任者名			
所属議員数			

2 変更となる政務活動費交付額

交付決定額 円

変更後の交付額 円

様式第5号（第5条関係）

政務活動費交付額変更決定通知書

第 号  
年 月 日

様

行田市長



年 月 日申請のあった政務活動費の交付額変更について下記のとおり決定したので、行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

政務活動費交付額変更決定額

円

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

行田市議会議長

会 派 名

代表者名

（経理責任者名 ）

行田市議会政務活動費に関する条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 政務活動費 円

2 支出内訳

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
合 計		

3 残 額 円